

Ⅸ 使用料・受益者負担金及び排水設備普及促進

1 下水道使用料

下水道使用料は処理場・ポンプ場の運転費や下水道管渠の維持管理費に充てられ、熊本市下水道条例に基づき徴収される。使用料は汚水の排出量が多くなるほど1m³当たりの単価が高くなる累進制の使用料体系を採用しており、排出量の認定は上水道の使用量を基に、また井戸水等を使用している一般家庭は毎月決められた使用料としている。事業用に地下水を使用する場合は計測器を設置し、使用状況により徴収している。

料金表（1ヶ月につき）

汚水の種類	水量区分		金額（税込み）
家庭用及び事業用	基本使用料		850円
	従量料金 1m ³ につき	1 m ³ ～10m ³	14円
		11 m ³ ～20m ³	125円
		21 m ³ ～50m ³	165円
		51m ³ ～200m ³	200円
		201m ³ ～500m ³	240円
		501m ³ ～2,000m ³	280円
		2,001m ³ 以上	325円
井戸水・温泉水家庭用	1世帯につき		1,700円
公衆浴場用	1m ³ につき		12円

下水道使用料調定状況

	調定額		収納額		収納率(%)	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数	金額
平成18年度	2,654,491	11,205,075,128	2,647,719	11,184,093,385	99.74	99.81
平成19年度	2,696,520	11,173,390,195	2,689,273	11,149,993,881	99.73	99.79
平成20年度	2,751,408	11,038,071,265	2,743,138	11,004,629,935	99.70	99.70
平成21年度	2,823,151	11,038,509,937	2,812,890	11,004,994,512	99.64	99.70
平成22年度	2,908,142	11,096,398	2,487,867	9,588,347,827	85.55	86.41

*平成22年度の収納額は、平成23年3月31日現在であり、東部地区2月検針分は、3月と4月に、西地区3月検針分は4月と5月に収納される。

2 下水道使用料改定の変遷

	昭和34年8月	昭和51年10月	昭和59年4月	昭和64年1月	平成元年4月	
水道水による汚水	一般家庭用及び営業用 水道料金の17%	基本使用料8m ³ まで 80円	一般用	基本使用料8m ³ まで 150円	基本使用料 8m ³ まで 300円	同左
		9m ³ 以上10m ³ まで 1m ³ につき10円		9m ³ 以上 10m ³ まで 1m ³ につき20円	9m ³ 以上 20m ³ まで	同左
		11m ³ 以上20m ³ まで 1m ³ につき20円		11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき25円	1m ³ につき40円	同左
		21m ³ 以上30m ³ まで 1m ³ につき21円		21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき30円	21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき50円	同左
		31m ³ 以上50m ³ まで 1m ³ につき23円		51m ³ 以上 1m ³ につき25円	51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき35円	同左
		51m ³ 以上 1m ³ につき25円		200m ³ まで 1m ³ につき35円	200m ³ まで 1m ³ につき60円	同左
	一般家庭の兼用 水道料金の17%	基本使用料8m ³ まで 80円	9m ³ 以上10m ³ まで 1m ³ につき10円	201m ³ 以上 1m ³ につき40円	201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき70円	同左
		9m ³ 以上10m ³ まで 1m ³ につき10円	11m ³ 以上20m ³ まで 1m ³ につき20円	501m ³ 以上 1m ³ につき80円	同左	
		11m ³ 以上20m ³ まで 1m ³ につき20円	21m ³ 以上 1m ³ につき5円			
		21m ³ 以上 1m ³ につき5円				
浴公衆 水道料金の17%	1m ³ につき 5円	浴公衆 1m ³ につき 5円	1m ³ につき 5円	1m ³ につき 5円	同左	
水道水以外による汚水	家庭用 1世帯につき (5人まで) 30円 1人増すごとに5円	家庭用 1世帯につき 80円	家庭用 1世帯につき 150円	家庭用 1世帯につき 300円	同左	
	営業用 1m ³ につき 3円	営業用 1m ³ につき 6円	営業用 2000m ³ まで 1m ³ につき15円 2001m ³ 以上 5000m ³ まで 1m ³ につき30円 5001m ³ 以上 1m ³ につき40円	水道水による汚水 一般用と同様	同左	
	浴公衆 1m ³ につき 2円	浴公衆 1m ³ につき 5円	浴公衆 1m ³ につき 5円	浴公衆 1m ³ につき 5円	同左	
消費税等					料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の103を乗じて得た額(1円未満の端数は、切り捨て)とする。	
改定率	-	172.00%	68.50%	93.60%	3.00%	

*水道水以外による汚水：井戸水、温泉水など

平成5年6月	平成9年5月	平成13年4月	平成17年11月	平成21年9月
基本使用料 10m ³ まで 400円	基本使用料 10m ³ まで 600円	基本使用料 10m ³ まで 800円	基本使用料 10m ³ まで 990円	基本使用料 850円 1m ³ 以上 10m ³ まで 1m ³ につき14円
11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき50円	11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき70円	11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき90円	11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき125円	11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき125円
21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき65円	21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき90円	21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき115円	21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき165円	21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき165円
51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき85円	51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき125円	51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき165円	51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき200円	51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき200円
201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき100円	201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき150円	201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき200円	201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき240円	201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき240円
501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき120円	501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき185円	501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき250円	501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき280円	501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき280円
2001m ³ 以上 1m ³ につき140円	2001m ³ 以上 1m ³ につき220円	2001m ³ 以上 1m ³ につき300円	2001m ³ 以上 1m ³ につき325円	2001m ³ 以上 1m ³ につき325円
1m ³ につき 5円	1m ³ につき 5円	1m ³ につき 10円	1m ³ につき 12円	1m ³ につき 12円
1世帯につき 500円	1世帯につき 1,000円	1世帯につき 1,300円	1世帯につき 1,700円	1世帯につき 1,700円
水道水による汚水 一般用と同様	水道水による汚水 一般用と同様	水道水による汚水 一般用と同様	水道水による汚水 一般用と同様	水道水による汚水 一般用と同様
1m ³ につき 5円	1m ³ につき 5円	1m ³ につき 10円	1m ³ につき 12円	1m ³ につき 12円
料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の103を乗じて得た額(1円未満の端数は、切り捨て)とする。	料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額(1円未満の端数は、切り捨て)とする。	料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額(1円未満の端数は、切り捨て)とする。	料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額	料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額
37.33%	44.91%	30.58%	18.54%	-

3 受益者負担金制度

(1) 受益者負担金

下水道が整備されると地域の生活環境が改善され土地の便益性が高まる。

しかし、下水道の利点は道路等と違い、整備された範囲の人のみ利益を受けることになる。

このことから都市計画法第75条に基づき利益を受ける人から建設費の一部に充てるため市の条例（昭和50年制定）により徴収するものである。

ただし、負担金の納付が困難な場合等においては一定期間徴収猶予が認められ、また、土地の状況により減免制度を設けている。

賦課対象者	下水道を整備する区域内の土地所有者。ただし、その土地に権利者がある場合は土地の所有者にかわり受益者となる。
単位負担金額	土地の面積1平方メートル当たり200円
納付方法	一括納付または3年分割（年4回）

受益者負担金及び分担金調定状況

	調定額		収納額		収納率(%)	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数	金額
平成18年度	27,264	303,160,620	25,253	282,144,944	92.62	93.07
平成19年度	12,021	180,130,060	10,831	169,030,940	90.10	93.84
平成20年度	16,987	253,125,522	14,547	230,600,814	85.64	91.10
平成21年度	14,664	210,884,311	9,078	154,302,025	61.91	73.17
平成22年度	19,364	287,552,780	6,862	180,174,620	35.44	62.66

*平成18年度から企業会計へ移行したことにより、以前の分割調定（3ヵ年分）の賦課が年度当初に一括調定となる。

(2) 負担金の減免制度

受益者負担金は、賦課区域内の全ての土地にかかるが、次のような土地にあてはまる場合は、一部または全部が減免される。

減免を受けようとする方は、「減免申請書」の提出を必要とする。

減免の対象となる土地	減免の割合(%)
公共性のある私道敷で公道に準ずると認められるもの	100
神社・寺院・教会等が使用する境内地	50
墓地	100
消防格納庫	100
国・県・市が所有し、使用している土地	25～75
鉄道の所有又は使用している土地	25～75
公・私立学校・幼稚園又は社会福祉施設	75
公民館等地域の集会所の敷地	50

(3) 負担金の徴収猶予

耕作中の農地や、受益者に火災などの不慮の事故が生じ、負担金の納付が困難な場合、一定期間の猶予が認められる。猶予を受ける場合、「徴収猶予申請書」の提出を必要とする。

猶予の対象	猶予の原因	猶予の期間
農地・山林	現に耕作中の営農地、または山林	3年（3年毎に現況調査をします）
生活困窮者	生活保護受給者であって保護証明が必要	毎年更新が必要です
裁判係争中の土地	土地の所有権等について裁判で争っている土地	受益者が決定するまでの間
私道関係	私道に下水道が整備されていない	整備できるまでの間
災害・盗難 その他事故	火災などの被災者	管理者が認定する期間

受益者負担金減免及び猶予状況

		人数（人）	筆数（筆）	面積（m ² ）	金額（円）
平成18年度	減免	7	15	11,135.00	1,221,440
	猶予	120	146	81,725.00	16,345,028
平成19年度	減免	364	588	145,658.44	28,593,740
	猶予	78	145	76,053.17	15,210,600
平成20年度	減免	171	188	51,539.02	9,672,550
	猶予	82	157	92,723.99	18,544,790
平成21年度	減免	22	98	19,854.30	3,970,860
	猶予	64	115	60,360.07	12,072,014
平成22年度	減免	50	117	45,072.32	9,014,460
	猶予	125	278	208,166.08	41,633,210

(4) 私道内の公共下水布設取扱

私道に面した家屋又は土地の所有者が共同排水設備の維持・管理等に対し公道に面した家屋との不公平を除くため、昭和53年に「私道に対する公共下水道布設取扱要綱」を策定し、公道から公道へ通り抜けた私道に対し、公費による公共下水道の布設を行ってきた。
また、平成7年4月1日より新たに袋小路私道にも適用範囲を広げた同名の新要綱を策定し、運用している。

条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 私道の両端又は一端が、公共下水道が設置されている道路に接続されていること。 2. 私道の形態が明確かつ分筆され、地目が公衆用道路であること。 3. 公共下水道の布設及び維持管理において、家屋等への影響がない道路幅員を有すること。 4. 私道に面する土地又は家屋の所有者が2名以上で、現に家屋が1戸以上建っていること。 5. 公共下水道の設置又は維持管理について、所有者及び占有者等全員が同意していること。 6. 公共下水道が存置する期間、無償で使用できるもの（権利を移転する場合にあっても同様とする。）であること。 7. 開発区域内道路にあつては、開発完了後3年を経過していること。
----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※平成22年10月1日 上記条件へ改正

私道の申請及び整備状況（平成8年度～平成22年度）

	事前調査 受付件数	申請受付件数	布設件数	布設延長(m)
平成8年度	148	131	91	6,216
平成9年度	124	121	114	5,521
平成10年度	74	62	107	5,303
平成11年度	79	47	68	3,808
平成12年度	75	79	63	2,989
平成13年度	84	79	70	3,308
平成14年度	108	85	89	4,188
平成15年度	69	63	41	1,874
平成16年度	60	48	80	4,196
平成17年度	103	89	86	3,961
平成18年度	95	84	69	2,345
平成19年度	96	89	76	4,522
平成20年度	79	68	85	2,076
平成21年度	74	52	53	2,680
平成22年度	69	63	65	2,209
合計	1,337	1,160	1,157	55,196

平成23年3月31日現在

4 排水設備普及促進

公共下水道が整備されて、供用開始の告示がなされると供用区域の家屋所有者は6ヶ月以内に排水設備を設置し、くみ取り便所のある建物については3年以内に水洗化するよう法律で定められている。

本市においては水洗化を普及するため様々な制度を設け、処理区内の水洗化が促進されるよう指導等を行っている。

(1) 共同排水設備設置への助成

公共下水道処理区域内の私道に面した家屋の水洗化を普及するため、昭和47年より「共同排水設備助成規則」（現昭和47年規則第30号）を設け、助成を行っている。また、平成21年4月に規制を廃止、新たに「共同排水設備助成要綱」を策定し、運用している。

条件	1. 私道に所有者が異なる家屋が2つ以上接していること。 2. 共同排水設備工事完了後、速やかに水洗便所に改造すること。 3. 土地所有者が、共同排水設備の設置に同意していること。 4. 市税及び下水道受益者負担金を滞納していないこと。
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

共同排水設備助成金交付状況

	申請件数(件)	施行延長(m)	助成金(円)
S47~H7年度	1,833	93,528.4	668,728,000
H8年度	37	1,528.5	13,056,700
H9年度	24	901.3	8,021,300
H10年度	31	1,256.8	12,405,100
H11年度	40	1,637.5	16,018,000
H12年度	46	1,957.5	20,218,400
H13年度	28	1,092.7	13,795,100
H14年度	17	478.3	5,556,000
H15年度	12	325.4	3,606,400
H16年度	11	340.1	4,590,600
H17年度	7	372.8	4,068,000
H18年度	4	112.0	1,463,000
H19年度	4	101.4	1,206,200
H20年度	1	23.3	225,200
H21年度	1	45.8	574,000
H22年度	2	55.7	971,600
S47~H22年度累計	2,096	108,701.8	773,532,000

(2) 改造資金の融資あっ旋及び利子補給(平成21年度新設)

公共下水道処理区域内において、自己資金のみでは排水設備工事費用を負担することが困難な方に対して、民間金融機関をあっ旋し、金融機関への償還が完了したあとに利子の全額を補給する制度を設けている。

*水洗便所改造資金融資あっ旋及び利子補給規程(制定 平成21年上下水道局規程第1号)

限度額	改造工事をしようとする便所1箇所(浄化槽の廃止にあたっては、当該浄化槽1基)につき330,000円以内
利子補給	金融機関への償還が完済したら、請求に基づき金融機関に支払った利子の金額を補給する。
制度を利用できる人の資格	熊本市の処理区域内に住所を有し、改造工事をしようとする家屋に現に居住している人で次のいずれにも該当する人 1. 処理区域内の家屋の所有者又は所有者の承諾を受けた所有者と生計を一にする人 2. 融資を受けた改造資金の償還能力を有する人 3. 市税及び受益者負担金を滞納していない人 4. 取扱金融機関の融資条件に適合する人
償還期間及び方法	償還期間は36ヶ月以内で、支払方法は元利均等方式又はボーナス返済との併用方式による口座振替

改造資金貸付制度利用状況（平成20年度末を以って終了）

年度	くみ取り便所の改造			浄化槽の改造			貸付合計		
	件数	箇所	貸付金 (千円)	件数	箇所	貸付金 (千円)	件数	箇所	貸付金 (千円)
H15年度	88	121	33,121	303	349	67,359	391	470	100,480
H16年度	53	68	18,678	187	198	39,770	240	266	58,448
H17年度	45	48	14,331	112	126	25,555	157	174	39,886
H18年度	34	49	13,235	139	156	32,832	173	205	46,067
H19年度	36	45	12,167	171	173	35,173	207	218	47,340
H20年度	23	23	7,276	170	174	34,375	193	197	41,651

融資あっ旋及び利子補給制度利用状況

年度	くみ取り便所の改造			浄化槽の改造			融資あっ旋合計			利子補給	
	件数	箇所	融資 あっ旋額 (千円)	件数	箇所	融資 あっ旋額 (千円)	件数	箇所	融資 あっ旋額 (千円)	件数	利子補給額 (円)
H21年度	8	8	2,510	40	40	7,830	48	48	10,340	1	2,053
H22年度	2	2	530	23	23	4,280	25	25	4,810	6	23,971

(3) 生活保護世帯に対する助成制度

公共下水道処理区域内において水洗化が速やかに行われるよう、生活保護世帯の水洗便所改造については、要綱を設け、助成を行っている。

*熊本市生活保護世帯水洗便所改造助成金交付要綱

生活保護世帯等水洗便所改造助成金制度利用状況

年度	くみ取り便所の改造		
	件数	箇所	改造助成金 (千円)
H21年度	1	1	303
H22年度	0	0	0

(4) 排水設備工事店の届出及び指定

家庭や事業所の水洗化工事に際し悪質工事等を排除するため、熊本市下水道条例第7条により排水設備の新設等の工事を行う業者は管理者の指定を受けるよう規定している。

また、熊本市下水道条例施行規程第7条及び第8条に基づき、排水設備指定工事店指定申請書を管理者に提出しなければならない。